

会 議 録

会議録	平成27年度 第1回 長洲町教育委員会会議		
招集年月日	平成27年4月1日(水)		
招集場所	長洲町役場 3階教育長室		
出席者	松本教育長、大山職務代理者・木下委員・伊津野委員		
欠席者	松岡委員		
職務説明責任者	松本学校教育課長、松林学校教育課長補佐		
会議録作成者	松林学校教育課長補佐を指名		
会 議	日程番号	事件番号	事件内容
	第 1		議事日程について
	第 2		会議録署名委員の指名について
	第 3	議案第1号	長洲町教育長の職務代理者の指名について

【会議録】

教育長：平成25年7月13日から教育長を拝命し、平成27年3月31日まで教育長を務め、皆様には大変ご迷惑をかけたことと思います。しかしながら、教育委員会制度が改正され本日付けで、新教育長として町長より任命されました。今後も委員の皆様方にはお力添えをいただき、長洲町の教育の充実発展のために頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、日程第1号の議事日程について、本日1日間とします。よろしいですか。

各委員：はい。

教育長：日程番号第2の会議録署名委員の指名について、大山委員を指名します。

教育長：日程番号第3、議案第1号 長洲町教育長の職務代理者の指名について、説明をお願いします。

松本課長：議案第1号 長洲町教育長の職務代理者の指名についてでございます。このことについて、別紙のとおり指名したいので、教育委員会の承認を求めます。平成27年4月1日提出、長洲町教育長 松本 昇です。提案理由でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成26年6月20日に公布され、平成27年4月1日から施行されました。この改正によりましてこの法律の第13条第2項の規定に「教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。」とあり、教育長が職務を代理する者を指名する必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

教育長：それでは、教育長の職務代理者を指名させていただきます。別紙のとおり大山司朗前教育委員長を指名いたします。指名の理由でございますが大山委員は、平成21年11月30日より教育委員をしていただいております、平成22年2月からは教育委員長を永年努めていただきました。町議会にも出席していただき、経験も豊富で、教育基本計画の策定では中

心となっただきました。このようなことから、教育長の職務代理者として指名させていただきます。

教育長：今の件でご質問等はありませんでしょうか。

各委員：意義なし。

教育長：意義なしと認めます。よって日程番号第3、議案第1号は承認いたします。

松本課長：補足説明ですが、職務代理者の任期についてですが、同法律では任期は定められていませんが、教育長が別の職務代理者を指名するまでとなっております。大山委員の教育委員の任期は、平成30年2月14日までとなっております。教育長の任期は、平成30年3月31日までとなっております。大山委員の任期が少し短いため、松本教育長が平成30年2月15日に次の新しい職務代理者を指名することになります。さらに、教育長の任期満了後の平成30年4月1日には、また、教育長のもとで新たな職務代理者を指名することとなります。

教育長：では、これで本日の全日程を終了します。